観光案内看板情報更新に関する業務委託公募型プロポーザル実施の公告について

観光案内看板情報更新に関する業務委託に係るプロポーザルの参加事業者を公募するので次のとおり公告する。

吉野町公告第　17号
令 和 8年 10月 29日

吉野町長 中井 章太

１ 事業目的

本業務は、吉野山エリアにおける観光案内看板の老朽化、視認性の低下、デザインの不統一、および多言語対応の不足といった課題を解消することを目的とし、景観や地域特性に配慮した統一的なデザインおよび表示ルールを策定するとともに、QRコードを活用した多言語による情報提供の仕組みを構築する。

さらに、本業務で整備する運用基準および維持管理体制は、今後、町内全域における看板の新設や更新時にも活用できる汎用的な基準として整備し、観光客の利便性・回遊性の向上を図るとともに、吉野町全体の魅力発信と良好な景観形成を実現する。

２ 事業概要

（１）業務名

観光案内看板情報更新に関する業務

（２）業務内容

観光案内看板情報更新に関する業務委託仕様書（以下「仕様書」という）のとおり。

（３）委託期間

契約締結日から令和９年２月２６日（金）まで

（４）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（５）提案上限額

６，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

３ 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

（３） 吉野町暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は、同条例第２号及び第３号に規定する暴力団員等の関与が認められる団体でないこと。

（４） 吉野町入札参加資格停止措置要領（平成２１年２月施行）に基づく資格停止措置その他国又は都道府県による同様の措置を受けている者でないこと。

（５） 国税および地方税を滞納していないこと。

４ 選定方法

選定するにあたり、参加者を公募し、参加申込をした者の中から参加資格を確認したうえで、提案書の提出を依頼するとともに、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、選定委員会による審査を行い、選定委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を候補者として選定する。

５ 手続き

（１） 担当部局

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町上市８０番地の１
吉野町役場　産業観光課　　担当者：中村
TEL：0746-32-3081（代表）FAX：0746-32-8855
メール：kankou_s@town.yoshino.lg.jp　※ｕとｓの間にアンダーバーがあります。

（２）事業者選定までの予定スケジュール

	項　　目	期　間　等
1	公募開始	令和８年１０月２９日（木）
2	質問書の提出期限	令和８年１１月９日（月）午後５時まで
3	質問書に対する回答	令和８年１１月１１日（水）
4	参加申請書の提出期限	令和８年１１月１３日（金）正午まで
5	企画提案書の提出期限	令和８年１１月２６日（木）午後５時まで
6	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和８年１２月２日（水）
7	選定結果の通知・公表	令和８年１２月３日（木）
8	契約締結日	令和８年１２月上旬

（３）実施要領及び仕様書の入手方法

実施要領等については、町のホームページからダウンロードすること。

（４）質問及び回答

質問期限　公告日から令和８年１１月９日（月）午後5時まで
質問方法　質問書（様式第4号）により、電子メールにて受け付ける。
回答方法　令和８年１１月１１日（水）までに、質問内容と合わせ電子メールにて回答する。

（５）参加申請書の提出

提出期限　令和８年１１月１３日（金）正午まで（必着）

提出場所　吉野町 産業観光課

提出書類　別紙実施要領を参照

（６）企画提案書等の提出

提出期限　令和８年１１月２６日（木）午後5時まで（必着）

提出場所　吉野町 産業観光課

提出書類　別紙実施要領を参照

（７）プレゼンテーション及びヒアリング

実施日時　令和８年１２月２日（水）午前9時から午後5時まで（予定）

※場所及び日時については後日別途通知

（８）選定結果の通知・公表

選定結果は、全提案者へ電子メールにて通知する。併せて、町のホームページにおいて、優先交渉権者を公表する。

６ その他

詳細は、「実施要領」及び「仕様書」によるものとする。